

平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 三菱マテリアル株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 矢尾 宏  
(コード番号 5711 東・大証第 1 部)  
問 合 せ 先 広報・IR 部 課長 松原尚人  
( 電 話 番 号 03-5252-5206 )

### 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 19 年 6 月 28 日開催の当社第 82 回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について、株主の皆様の承認をいただきました。また、平成 22 年 6 月 29 日開催の当社第 85 回定時株主総会において、その内容を一部改定した上で、更新することについて、承認をいただいております（更新後の当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を、以下「現対応策」といいます。）。現対応策は、平成 25 年 6 月 27 日開催の当社第 88 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了いたします。

当社は、現対応策の有効期間の満了を受け、現対応策の更新について、現対応策導入後の買収防衛策に関する実務の動向等を踏まえ、更新そのものの是非も含めて検討してまいりました。その結果、企業価値・株主共同の利益、ひいては中長期的な株主価値（単に以下「中長期的な株主価値」といいます。）の確保・向上のための対応策の必要性は継続していると判断いたしました。これを踏まえ、当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されているものをいい、単に以下「基本方針」といいます。）に基づき、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、現対応策の内容を一部改定した上で更新すること（以下「本更新」といい、改定後の対応策を以下「新対応策」といいます。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、上記取締役会においては、本更新及び新対応策について、出席した取締役の全員一致で承認可決がなされており、また、出席した監査役全員から、新対応策の具体的運用が適正に行われることを条件として、賛同を得ております。さらに、現対応策の独立委員全員から、本更新及び新対応策について承認を得ております。

新対応策における現対応策からの主な変更点は、法令等の改正に伴うもの等の形式的な変更以外は有効期間満了前に対応策を変更しないこととしたこととあります。これは、本定時株主総会における株主の皆様の承認をより尊重することが目的であります。

## 1. 当社の中長期的な株主価値の確保・向上への取り組みについて

当社は、当社の淵源である金属・石炭の鉱山事業で培った技術等をもとに様々な分野において事業を展開してきました。その結果、現在では、セメント、銅、加工及び電子材料の4コア事業をはじめエネルギー事業、貴金属事業、アルミ事業及び環境リサイクル事業等を行う複合事業集団となっております。また、当社は、様々な事業活動を通して社会に貢献することを企業理念の基本とし、これまで、総合素材メーカーとして、人々が生活する上で欠くことのできない基礎素材を世の中に供給してきました。さらに、環境負荷の低減や循環型社会システム構築への貢献を目指し、豊かな社会をつくるために不断の努力を行ってまいりました。当社は、事業活動の発展はもとより、社会との共生も図りながら、株主、従業員、顧客、地域社会、サプライヤーその他多数の関係先を含むステークホルダーの皆様からさらなる信頼を得ることにより、中長期的な株主価値の確保・向上に努めてまいりたいと考えております。

このような中であって、当社は、2011年度から2013年度の3年間を対象とした中期経営計画「Materials Premium 2013～新たなる創造を目指して～」(以下「本計画」といいます。)を推進しております。本計画は、「人と社会と地球のために」という企業理念のもと、成長戦略と財務体質改善の両立を図りながら、「複合事業体として特徴のあるシナジーの創出＝マテリアル・プレミアムの実現」により、資源循環型社会の中で最強の複合事業集団を目指すことを基本コンセプトとし、具体的成長戦略を「海外市場、特に新興国市場への展開」及び「マテリアル・プレミアムの実現」として、この実現に注力しております。

「海外市場、特に新興国市場への展開」については、国内市場が縮小傾向にある一方で、海外には新興国を中心に今後も安定的な成長が見込める市場が存在していることを踏まえ、品質や技術力で世界に引けを取らない当社グループの強みを活かしながら、同地域を中心に新規ビジネスの開拓を進めております。

また、「マテリアル・プレミアムの実現」については、ほかに類をみない複合事業体である当社グループならではのシナジー効果を存分に発揮して、オンリーワン、ナンバーワンの製品や技術、サービスをスピーディーに、数多く市場に投入していきたいと考えております。

一方で、我々を取巻く事業環境は、年々変化のスピードを増しており、その分先行きも不透明さを増しております。本計画期間中におきましても、海外においては欧州の債務問題や新興国経済の成長の減速、国内においては電力問題をはじめとした諸課題等、国内外ともに厳しい状況が続きましたが、当社グループは、こうした事業環境の変化に機敏に対応し、ぶれることなく本計画の成長戦略の実現に邁進してまいりました。

本計画の最終年度となる今年度におきましても、かかる事業環境の変化を敏感に捉え、これに適切に対応しつつ、引き続き、本計画の成長戦略の実行・実現に努め、中長期的な株主価値の最大化を追求してまいります。

## 2. 新対応策導入の目的

当社の支配権は、原則として当社株式の市場での自由な取引により決定されるべきものであり、株式の大規模買付等（下記4.（1）(a)において定義されます。以下同じとします。）の提案に応じるか否かのご判断についても、原則として、個々の株主の皆様のご自由なご意思が尊重されるべきであると考えております。

しかしながら、株式の大規模買付等の中には、中長期的な株主価値を著しく損なう可能性のあるものや株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の中長期的な株主価値に資さないものも想定されます。また、上記のとおり、当社は、複合事業集団としての価値創造に取り組んでおりますが、当社株式の大規模買付等を行う者が、当社を取り巻く経営環境を正しく認識し、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これを中長期的に確保し、向上させなければ、当社の中長期的な株主価値は毀損される可能性があると考えております。

さらに、株主の皆様のご投資行動の自由をできる限り尊重すべきであることは言うまでもありませんが、当社としては、現在のわが国の公開買付制度は、株主の皆様が一定の大規模買付等に応じるか否かをご判断されるために必要な情報を取得し、検討するための時間と手続が必ずしも十分ではなく、中長期的な株主価値が害される可能性もあると考えております。

以上のことから、当社取締役会は、当社の中長期的な株主価値の確保・向上を目的として、現対応策を一部改定の上、更新することを決定いたしました。

なお、対抗措置の発動等に当たっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規定（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重することとしております。また、株主の皆様へ適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。本更新時における独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙2のとおりであります。

また、平成25年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙3のとおりであります。なお、当社は現時点において当社株式が大規模買付等の対象とされている、または、対象とする旨の提案を受けているとの認識はございません。

## 3. 新対応策の基本方針

当社は、中長期的な株主価値の確保・向上を目的として、以下のとおり、当社株式の大規模買付等を行い、または行おうとする者に対し、遵守すべき手続を設定し、新対応策の内容を、(株)東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させ、当社株式の大規模買付等を

行い、または行おうとする者が遵守すべき手続があること、及び、これらの者に対して一定の場合には当社が対抗措置を発動することがあり得ることを事前に警告すること、並びに、一定の場合には当社が対抗措置を実際に発動することをもって当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）といたします。

#### 4. 新対応策の内容

##### (1) 新対応策に係る手続

###### (a) 対象となる大規模買付等

新対応策は、以下の①または②に該当する当社株券等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め新対応策に定められる手続に従わなければならないものといたします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が 20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

###### (b) 意向表明書の当社への提出

買付者等には、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、新対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

「意向表明書」の内容の概要は、以下のとおりであります。

###### (i) 買付者等の概要<sup>8</sup>

<sup>1</sup>金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、新対応策において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、新対応策において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。以下同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本②において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じとします。

<sup>8</sup> ①氏名または名称及び住所または所在地、②代表者の役職及び氏名、③会社等の目的及び事業の内容、④大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位 10 名）の概要、⑤国内連絡先、並びに、⑥設立準拠法を含みます。

- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び意向表明書提出前 60 日間における買付者等の当社の株券等の取引状況
- (iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要<sup>9</sup>

(c) 情報の提供

上記 (b) の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」が提出された日から 10 営業日<sup>10</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を発送いたします。買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供された情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

当社取締役会は、「情報リスト」の発送後 60 日間（初日不算入）を、当社取締役会が買付者等に対して本必要情報の提供を要請し、買付者等が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、直ちに取締役会評価期間（下記 (e) において定義されます。以下同じとします。）を開始するものといたします。ただし、買付者等から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長 30 日間（初日不算入）延長することができるものといたします。他方、当社取締役会は、買付者等から提供された情報が本必要情報として十分であると判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、直ちに情報提供要請期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものといたします。また、当社取締役会は、買付者等に対して本必要情報の提供を要請する都度、必要に応じて、買付者等による情報提供に期限を設定する場合があります。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>11</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組

---

<sup>9</sup> 買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に定義される重要提案行為等をいいます。）その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。

<sup>10</sup> 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。

<sup>11</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

合員その他の構成員を含みます。)の詳細<sup>12</sup>

- ② 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容<sup>13</sup>
- ③ 大規模買付等の対価の算定根拠<sup>14</sup>
- ④ 大規模買付等の資金の裏付け<sup>15</sup>
- ⑤ 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ⑥ 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦ 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意等の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意等の具体的内容
- ⑧ 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑨ 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑩ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

#### (d) 情報の開示

当社は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要を開示いたします。また、本必要情報の概要その他の情報のうち、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと当社取締役会が認めた場合には、速やかにその旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

#### (e) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した

---

<sup>12</sup> 沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。

<sup>13</sup> 大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付等の方法の適法性、並びに大規模買付等の実行の現実的可能性等を含みます。

<sup>14</sup> 算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。

<sup>15</sup> 資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。

後、大規模買付等の評価・検討を開始いたします。当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）は、以下の①または②の期間（いずれも初日不算入）といたします。

① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には最長 60 日間

② その他の大規模買付等の場合には最長 90 日間

ただし、上記①、②のいずれにおいても、取締役会評価期間は当社取締役会が必要と認める場合または独立委員会の勧告を受けた場合には延長できるものといたします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに、株主の皆様へ開示いたします。また、延長の期間は最長 30 日間（初日不算入）といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の中長期的な株主価値の確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### (f) 独立委員会に対する諮問

当社取締役会は、買付者等が上記 (b) 乃至 (e) 及び下記 (j) に規定する手続を遵守しなかった場合、または買付者等による大規模買付等が当社の中長期的な株主価値を著しく損なうものであると認められる場合であって、当社の中長期的な株主価値の確保・向上という観点から対抗措置を発動することが相当であると判断する場合には、対抗措置の発動の是非について、独立委員会に対して諮問するものといたします。

#### (g) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、当社取締役会から対抗措置の発動の是非に関する諮問があった場合には、以下の手続に従い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものといたします。独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものといたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の①または②に定める勧告を行った場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

##### ① 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記 (b) 乃至 (e) 及び (j) に規定する手続を遵守しなかった場合、または買付者等による大規模買付等が当社の中長期的な株主価値を

著しく損なうものであると認める場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、別紙4に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合または該当すると合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の中長期的な株主価値を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものといえます。

② 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

①に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

(h) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記 (g) の独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の中長期的な株主価値の確保・向上という観点から相当であると最終的に判断する場合には、対抗措置の発動に関する決議を行うものといえます。

当社取締役会は、上記の取締役会決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であると不発動であるとを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(i) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、以下の場合には、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り速やかに株主総会を開催し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものといえます（かかる株主総会を以下「株主意思確認総会」といいます。）。

① 独立委員会が対抗措置の発動についての勧告を行うに際して、対抗措置の発動に関し株主総会の承認を予め得るべき旨の留保を付した場合

② 当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが相当であると判断した場合

当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従って、対抗措置の発動に関する決議を行うものといえます。

(j) 大規模買付等の開始時期

買付者等は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当社取締役会が株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置不発動の決議を行うまでは、大規模買付等を開始することはできないものといえます。また、株主意思確認総会が招集されない場合においては、取締役会評価期間の経過後にのみ大規模買付等を開始することができるものといえます。

(k) 対抗措置の中止または撤回

当社取締役会は、上記 (h) または (i) の手続に従い対抗措置の発動を決議した場合であっても、以下の場合には、当該対抗措置の撤回について、独立委員会に諮問す

るものといたします。

① 買付者等が大規模買付等を中止もしくは撤回した場合

② 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の中長期的な株主価値の確保・向上という観点から、発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合

独立委員会は、当該諮問に基づき、当該対抗措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。なお、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告についても、上記（g）の勧告に準じて、速やかに情報開示いたします。

当社取締役会は、上記独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえ当社取締役会が当社の中長期的な株主価値の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、発動した対抗措置の中止または撤回を決議し、速やかにその旨を開示いたします。

## （2）新対応策における対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記（1）（h）または（i）に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことといたします。ただし、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5に記載のとおりといたします。

また、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の発動を機動的に行うために、本新株予約権の発行登録を行うことを予定しております。

## （3）新対応策の有効期間、廃止及び変更

新対応策の有効期間は、平成28年6月開催予定の当社第91回定時株主総会終結の時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、以下の場合には、新対応策はその時点で廃止されるものといたします。

① 当社の株主総会において新対応策を廃止する旨の議案が承認された場合

② 当社の取締役会において新対応策を廃止する旨の決議が行われた場合

また、当社は、法令等の改正に伴うもの等の形式的な事項について、基本方針に反しない範囲で、新対応策を変更する場合があります。

新対応策については、平成26年以降も、当社定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会において、その継続、廃止または変更の是非について検討の上、決定いたします。

また、当社は、新対応策が廃止された場合には、当該廃止の事実その他当社取締役会

が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

## 5. 新対応策の合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針等の要件を全て充足していること

新対応策は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有すると考えております。さらに、新対応策は、(株)東京証券取引所及び(株)大阪証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものであります。

### (2) 当社の中長期的な株主価値の確保・向上を目的としていること

新対応策は、上記 2. に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の中長期的な株主価値を確保し、向上させることを目的としております。

### (3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本更新に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において株主の皆様の承認をいただくことを条件として、本更新を行うこととしております。

また、当社取締役会は、一定の場合に、新対応策に定める対抗措置の発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認することとしております。

さらに、新対応策の有効期間は、平成 28 年 6 月開催予定の当社第 91 回定時株主総会の終結の時までであり、また、その有効期間の満了前であっても、上記 4. (3) に記載のとおり、当社の株主総会において新対応策を廃止する旨の議案が承認された場合には、新対応策はその時点で廃止されます。

これに加えて、当社の取締役の任期は 1 年となっておりますので、たとえ新対応策の有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことも可能であります。

従いまして、新対応策の導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕

組みとなっております。

#### (4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の中長期的な株主価値に資するよう新対応策の透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

#### (5) 合理的な客観的発動要件の設定

新対応策は、上記4.(1)(g)、(h)及び(i)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### (6) いわゆるデッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4.(3)に記載のとおり、新対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従いまして、新対応策は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策<sup>16</sup>ではありません。また、当社においては取締役の任期は1年であるため、新対応策は、いわゆるスローハンド型買収防衛策<sup>17</sup>でもありません。

### 6. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本更新に当たって株主及び投資家の皆様にご与える影響

本更新に当たっては、本新株予約権の発行自体は行われません。従いまして、新対応策がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決議し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、

<sup>16</sup> 取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策をいいます。

<sup>17</sup> 取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策をいいます。

別途定める割当て期日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式 1 株当たりの議決権の希釈化も生じません。従いまして、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはないと考えております。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合であっても、上記 4. (1) (k) に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化も生じないこととなります。そのため、当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権の行使または取得に関して買付者等に不利な条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利等に希釈化が生じることが想定されます。しかしながら、その場合であっても、買付者等以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはないと考えております。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手續

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において割当て期日を定め、これを公告いたします。

割当て期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手續は不要であります。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手續の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知いたします。

以上

## 独立委員会規定の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員会を構成する委員（以下「独立委員」という。）は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、（1）社外取締役、（2）社外監査役または（3）社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員の任期は、選任の時から 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - （1）新対応策に係る対抗措置の発動の是非（大規模買付等が当社の中長期的な株主価値を著しく損なうか否か及び株主意思確認総会招集の要否の判断を含む。）
  - （2）新対応策に係る対抗措置の中止または撤回
  - （3）新対応策の廃止及び変更
  - （4）取締役会評価期間の延長の可否
  - （5）その他新対応策に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の中長期的な株主価値に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
  
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員略歴

新対応策当初の独立委員会の委員は、以下の4名であります。

岡本行夫（おかもと ゆきお）

昭和20年11月23日生

当社社外取締役

〔略歴〕

昭和43年4月	外務省入省
同 60年8月	同省北米局安全保障課長
同 63年7月	同省北米局北米第一課長
平成3年1月	同省退官
同 3年3月	㈱岡本アソシエイツ代表取締役（現）
同 12年6月	当社取締役（現）
同 18年6月	三菱自動車工業㈱社外監査役（現）
同 20年6月	日本郵船㈱社外取締役（現）

※ 岡本行夫氏は、会社法第2条第15号に定める当社の社外取締役であります。

※ 同氏は、㈱東京証券取引所及び㈱大阪証券取引所が定める独立役員の要件を充たしております。

※ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

湊 明彦（みなと あきひこ）

昭和 28 年 10 月 16 日生

当社社外監査役（常勤監査役）

〔略歴〕

昭和51年 4 月 (株)三菱銀行（現(株)三菱東京UFJ銀行）入社

平成19年 5 月 同社常務執行役員

同 21年 6 月 (株)丸の内よろず代表取締役社長

(株)南都銀行社外監査役（現）

同 22年 6 月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)代表取締役副社長

同 24年 6 月 当社社外監査役（常勤監査役）（現）

※ 湊明彦氏は、会社法第2条第16号に定める当社の社外監査役であります。

※ 同氏は、(株)東京証券取引所及び(株)大阪証券取引所が定める独立役員の要件を充たしております。

※ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

岩倉正和（いわくら まさかず）  
昭和37年12月2日生  
西村あさひ法律事務所パートナー弁護士

〔略歴〕

昭和62年4月	第一東京弁護士会登録 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所
平成4年4月	立教大学法学部講師
同 5年9月	デベヴォイズ・アンド・プリンプトン法律事務所（ニューヨーク）勤務
同 6年2月	ニューヨーク州弁護士登録
同 6年8月	アーノルド・アンド・ポーター法律事務所（ワシントンD.C.）勤務
同 8年1月	西村総合法律事務所パートナー弁護士（現）
同 16年4月	一橋大学法科大学院講師（現）
同 17年4月	京都大学大学院法学研究科講師
同 17年6月	㈱カカコム社外監査役
同 18年4月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授（現）
同 18年6月	㈱ファンケル社外取締役
同 19年4月	ハーバード大学ロースクール客員教授
同 20年1月	㈱カカコム・フィナンシャル社外監査役
同 21年6月	㈱カカコム社外取締役
同 22年3月	GMOインターネット㈱社外監査役（現）
同 22年6月	日本電産㈱社外取締役
同 23年6月	㈱帝国ホテル社外監査役（現）
同 24年7月	クックパッド㈱社外取締役（現）

※ 岩倉正和氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

※ 当社は、同氏が所属する法律事務所と顧問弁護士契約を締結しておりません。

堀内三郎（ほりうち さぶろう）

昭和20年1月14日生

公認会計士

〔略歴〕

昭和44年4月	島田公認会計士事務所入所
同 46年1月	監査法人和光事務所入所
同 47年10月	公認会計士登録
同 60年5月	新和監査法人（現あずさ監査法人）社員
平成5年5月	監査法人朝日新和会計社（現あずさ監査法人）代表社員
同 13年5月	朝日監査法人（現あずさ監査法人）本部理事
同 15年5月	同法人専務理事
同 16年6月	同法人退社
同 16年6月	当社経理・財務部門嘱託（非常勤）
同 16年11月	㈱サンエー・インターナショナル社外監査役（現）
同 18年7月	明治安田生命保険(相)社外取締役（現）
同 19年3月	当社経理・財務部門嘱託（非常勤）解嘱
同 22年6月	三菱倉庫㈱社外監査役（現）
同 23年6月	㈱TSI ホールディングス社外監査役（現）

※ 堀内三郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

## 当社大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	77,291 千株	5.90 %
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	54,206	4.14
全国共済農業協同組合連合会	33,961	2.59
明治安田生命保険(相)	31,018	2.37
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	24,768	1.89
(株)三菱東京UFJ銀行	24,651	1.88
日本生命保険(相)	19,688	1.50
三菱重工業(株)	19,209	1.47
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	18,286	1.40
三菱地所(株)	17,397	1.33

注：出資比率は自己株式（4,170,327株）を控除の上、計算しております。

**当社の中長期的な株主価値を著しく損なうと認められる類型**

- (1) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 買付者等の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- (6) 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社株主、従業員、取引先及び当社製造拠点における地域社会との関係を損なうこと等により、当社の中長期的な株主価値に反する重大なおそれをもたらす買付等であると判断される場合

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数といたします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株（以下「対象株式数」といいます。）といたします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものといたします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者<sup>18</sup>、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者<sup>19</sup>、④特定大

<sup>18</sup> 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取  
得・保有することが当社の中長期的な株主価値に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権  
無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>19</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等

量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①から④までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、⑥これら①から⑤までに該当する者の関連者<sup>20</sup>（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものといたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものといたします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

#### 9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものといたします。

#### 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

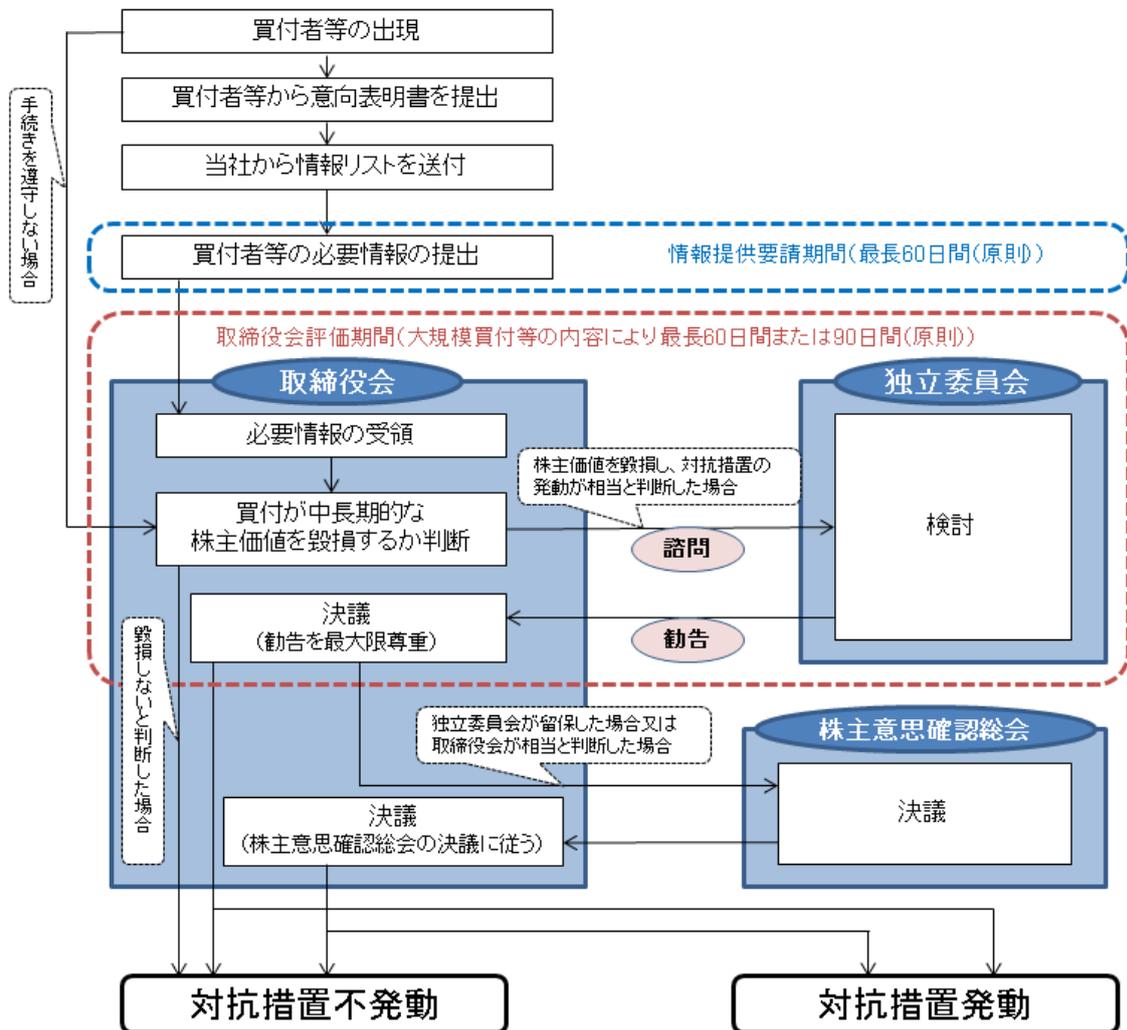
以上

---

を意味します。以下本注において同じとします。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含まず。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の中長期的な株主価値に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>20</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。

(ご参考) 新対応策の概要



注：この図は、新対応策のご理解に資することを目的として、手続きの概要を図示したものです。具体的な内容につきましては、新対応策の本文をご覧ください。

以上